

久留米市斎場ダイオキシン類等測定業務委託 仕様書

1 調査目的

平成12年3月に厚生省（火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会）より出された「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」に基づき、火葬炉の排ガス中のダイオキシン類等の測定を行い、適正な火葬場の運営に努めることを目的とする。

- 1) 本仕様は、久留米市斎場ダイオキシン類等測定業務について適用する。
- 2) 本仕様に述べる「発注者」とは委託者（久留米市）をいい、「受注者」とは本業務の受託者をいう。

2 業務概要

- (1) 測定場所 : 久留米市斎場
- (2) 測定対象施設 : 火葬炉施設（火葬炉10基）
（再燃炉10基・排気口10基）
- (3) 履行期間 : 契約締結の翌日から令和9年2月26日（金）まで
- (4) 測定項目 : 排ガス中のダイオキシン類（2検体）、ばいじん（2検体）、
硫黄酸化物（2検体）、窒素酸化物（2検体）、
塩化水素（2検体）
- (5) 測定方法 : ①ダイオキシン類
火葬炉の排ガス中のダイオキシン類濃度については、「排ガス中のダイオキシン類の測定方法」（JISK0311:2020）に準拠して測定する。
②ダイオキシン類以外
JISに定められている方法に準拠して測定する。
ア ばいじん JIS Z8808
イ 硫黄酸化物 JIS K0103
ウ 窒素酸化物 JIS K0104
エ 塩化水素 JIS K0107
③試料採取対象路炉
試料は測定当日火葬業務で使用している炉のうち2炉
（新型セラミック炉1炉・旧型煉瓦炉1炉）について採取する。
④留意事項
・サンプリング時間 … 一工程の燃焼時間すべてとし、原則として再燃焼バーナの点火時より主燃焼バーナの消火時までとすること。
・サンプリング方法 … 排ガス流量の時間変動が大きいため、時間変動にあわせて排ガス吸引量を調整し、等速吸引に配慮すること。

濃縮操作において定量下限を考慮し、最終検液を30 μ L程度まで濃縮すること。

- ・サンプリング場所 … 排気筒の高さ、測定孔の状況等を考慮して決定すること。

測定当日に火葬業務で使用している炉（新型セラミック炉1炉・旧型煉瓦炉1炉）の採取場所については斎場職員と現場にて確認を行うこと。

3 測定分析等委託業務の安全確保について

- (1) 受注者は、委託業務全てにおいて、作業標準を遵守し、安全の確保に努めること。
- (2) 受注者は、安全確保の為に考えられる保護具等を装備し、着用並びに使用しなければならない。

4 測定結果の報告

受注者は、令和9年2月26日（金）までに、報告書1部（試料採取等現場写真を含む。）を作成し、納入しなければならない。

5 暴力団排除に関する事項

- (1) 受注者は、当該業務の実施に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ① 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
 - ③ 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

6 障害者差別の解消

受注者は業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

7 その他

- (1) 久留米市斎場での測定に必要な電気及び水は、発注者が供与する。
- (2) 受注者は、業務の遂行に当って、その精度を高めるために最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する成果品を納入しなければならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議の上決定する。
- (4) ダイオキシン類測定結果は、JIS様式とする。